

令和7年第9回農業委員会総会議事録

令和7年9月18日（木）第9回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員18人

会長	18番 仲田清志	会長職務代理者	1番 神山順一
2番	赤井勝利	3番 小田正廣	4番 西村 勉
5番	奥津賢司	6番 平利一	7番 奥津忠和
8番	倉脇敏弥	9番 井藤孝久	10番 宮本武博
11番	藤川 雅	12番 小川広文	13番 山田條一
14番	森立夫	15番 安達利延	16番 信谷昌吾
17番	藤本 彰		

推進委員 6人

2番	兒玉公治		
4番	溝尾美恵子	6番	妹尾良和
7番	後藤保夫	8番 大原砂利	9番 逸見則夫

欠席委員 4人

1番	谷岡貴寿	3番 泉 登	5番 三輪金樹
10番	妹尾元弘		

議事	議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第42号 農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について
	議案第43号 現況証明に係る現況認定について

報告事項	災害時の応急措置・復旧に係る農地の形状・用途の変更について 法務局照会について 農地転用期間変更届について 完了届について 転用後使用状況報告について
------	---

協議事項

その他の事項

事務局職員（書記）	事務局長 小寺俊一
	主査 福田洋介
	主査 赤迫隆
	主任 真治将史

(開会時刻 午前 9 時 30 分)

福田主査	只今から、新見市農業委員会第9回総会を開催いたします。本日の出席は24名です。欠席は、推進1番谷岡委員、推進3番泉委員、推進5番三輪委員、推進10番妹尾委員です。それでは、最初に仲田会長がご挨拶を申し上げます。
会長	皆様、おはようございます。本日もスムーズな進行にご協力をお願い致します。
福田主査	それではこれからの方の進行は、会長よろしくお願ひいたします。
会長	それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、3番小田委員、5番奥津賢司委員にお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第39号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	<p>農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が2件ございました。現地確認を1番は9月1日に行い、2番は9月2日に行っております。</p> <p>それでは、1番でございます。場所は唐松、現況地目は畠1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は果樹、作業従事者は3人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、譲渡人は県外へ転居し耕作することができなくなるため、現在実家の唐松に戻って近くの農地を耕作管理している譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番西村委員。

西村委員 4番西村です。確認日ですが9月10日、森委員、三輪推進委員、私の3名で現地確認しました。申請地ですが、唐松地内国道180号より県道長屋賀陽線に入ります。唐松方面に2キロ進んだところにT字路がありそれを左折し数メートル先を右折し400m進んでいくと●●●があります。そこから更に進むと●●●●●があります。そこから北西方向へ100m先にあります。譲受人の所有する畠に隣接しているので管理できると思われますので、問題ないと思います。

会長 事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第39号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、2番について、事務局の説明をお願いします。

真治主任 次に、2番でございます。場所は上市、現況地目は畠1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は4人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定です。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲受人は申請地に隣接する宅地とする土地を購入することに伴い、同時に申請地も購入し、家庭菜園として耕作を行いたいとのことで売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会長 この件について、関係地区委員の説明を求めます。6番平委員。

平委員	<p>6番平です。確認日は9月4日、赤井委員、泉推進委員でしております。場所は、180号線を千屋方面に進み馬塚の●●●の手前20mを回り100mもどると三叉路があります。そこを右折し20m西に行ったところにありました。現在は草が生えていますが、手入れされることでどうから問題ないと思います。</p>
会長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第39号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第40号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に第4条の申請につきまして、申請が1件ございました。現地確認を9月2日に行っております。</p> <p>それでは、1番でございます。場所は高尾、現況地目は田3筆、転用目的は共同住宅で、転用理由は、申請地の近くに公立大学や多くの企業があり、単身向け住宅の需要が高いことから、自宅から近いこの申請地に共同住宅(鉄筋2階建て)を建築したいもの。です。工事期間は令和7年10月1日から令和8年2月28日までです。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地(準工業地域)と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費、建築費は記載のとおりで、借入金によるものです。以上です。</p>
会長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。8番倉脇委員。</p>
倉脇委員	<p>8番倉脇です。9月16日に、溝尾推進委員と確認しております。場所は、●●●前の●●●の交差点を●●●●に向かって300m入ったところにあります。問題ないと思います。</p>

会長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第40号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第41号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に第5条の申請につきまして、5件申請がございました。現地確認を1番は9月2日に行い、2番から5番は9月1日に行っております。</p> <p>それでは、1番でございます。場所は千屋、現況地目は田2筆で、転用目的は露天貯木場です。転用理由ですが、申請地近くに山林を保有しております、露天の貯木場として利用するためです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は許可日から令和7年12月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費・造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。</p>
会長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。3番小田委員。</p>
小田委員	<p>3番小田です。確認日は9月13日、児玉推進委員と行っています。場所は、千屋市民センターから西へ1キロ入ったところに●●●●があります。その前にあります。農地売買ですね。木を何処から出して、何処へ出すのか。というのがわからぬと、後々農地、農道を痛める場合があるのでその話をして確認してもらわないと許可するのに難しいと思います。周りが農地なので今後、記載していただいたら現地確認するときによいかと思います。この件については問題ないと思います。</p>
会長	<p>今まで現地しか確認してなかつたので前回のように水路を壊したらどのようにするのか話ができるなかつたので、事務局もできれば事前に申</p>

	請人と現地で打合せをするように今後お願いします。
真治主任	事務局も申請に来られた際にお話しさ聞き、難しい案件でしたら申請人に立合っていただき確認しようとは思いますが、全ての案件に対して、皆様をお呼びして行うことを事務局単体で行うことは難しいので、できれば地元農業委員さんで現地立会が必要であれば申請人と話をさせていただき現地確認していただきたいと思います。
会長	<p>農業委員の活動の中に現地確認があります。申請者、申請用紙に誰々を代理人に指名しますと名前を書くようになっています。そして連絡が入ってくるのが通常の流れです。農業委員さんだけの時が多いです。本来、地権者も一緒に現地確認に行かれて詳しい話を聞くことが流れでした。その話を聞いて説明があがってくるのが普通でした。最近、地権者の方が都合が悪い、遠方のほうにおられるという理由で不在で、現地しか確認できていないために、そのような問題が出てくるんだと思います。</p> <p>基本として農業委員は地権者、申請者等と現地確認し詳しく情報を集めていただき委員会へ提供していただきたいと思います。そして報告していただければ、また違う意見も出てくと思います。</p> <p>議案第41号1番に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
	全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続いて2番について事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に2番でございます。場所は正田、現況地目は田1筆で、転用目的は太陽光発電設備です。転用理由ですが、譲渡人は高齢で土地の維持管理が難しく後継者もいないため、譲受人が土地を購入し、太陽光発電設備を設置するもの。です。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は許可日から1年間です。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地（準工業地域）と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費、建築費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。
会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番西村委員。

西村委員	4番西村です。確認日は9月10日、森委員、三輪推進委員、私としました。申請地ですが、正田●●です。国道180号線より●●●●を渡り市道を300m進むと右側に●●●があります。その南方向に高梁川方向に向けて50m進んだところにありました。問題ないと思いますのでよろしくお願ひいたします。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第41号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、3番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に3番でございます。場所は大佐上刑部、現況地目は雑種地1筆で、転用目的は駐車場と資材置場です。転用理由ですが、工事現場に近い申請地を駐車場及び資材置場として使用したいためです。契約の種類は賃借権設定です。利用期間は令和7年7月16日から2年間です。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費、賃貸料は記載のとおりで、自己資金によるものです。事前着工を行っていたため、申請人からの始末書を受理しております。以上です。
会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。10番宮本委員。
宮本委員	10番宮本です。9月10日に山田委員、後藤推進委員と現地確認しました。これは、大佐ダムの土砂崩れの為の車を回したりする場所で、災害復旧工事のためと思われますので問題ないと思います。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第41号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、4番について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に4番でございます。場所は哲多町蚊家、現況地目は田1筆で、転用目的は木材の貯木場です。転用理由ですが、山林から搬出した木材の貯木場として使用するためです。契約の種類は一時転用の賃借権設定です。利用期間は許可日から令和8年6月30日までです。この申請地は、農振農用地ですが、この度の転用は一時転用であることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地賃貸料は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。

会長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。12番小川委員。

小川委員

12番小川です。9月7日に逸見推進委員、井藤委員、安達委員と私で確認しました。又、8月19日に借受人と話をしました。場所は、哲多町蚊家地内●●●●●●●●から1キロ矢戸方面に下ったところの●●●辺りです。田としては耕作されてませんでしたが、管理はされておりました。一時転用、被害防除計画、隣地の所有権承諾も出ておりますので問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

会長

事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第41号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

	(全員挙手)
	全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、5番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に5番でございます。場所は哲多町本郷、現況地目は畠1筆でございます。転用目的は住宅用地です。転用理由ですが、実家近くで自宅を建設するため適当な土地を探していたが、見つからなかったため、父が所有する申請地を使用貸借し、住宅（木造2階建て）を建設したいもの。というものです。契約の種類は使用貸借権設定です。工事期間は令和7年10月10日から令和8年3月10日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費、建築費は記載のとおりで、借入金によるものです。以上です。
会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。15番安達委員。
安達委員	15番安達です。9月7日に井藤委員、小川委員、逸見推進委員と4名で行いました。場所は、●●●●●●●●から北へ1キロあがったところ●●地区の一番高いところの譲渡人の自宅の前にありました。両親がおられて話を聞きました。問題ないと思います。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第41号5番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(挙手多数)
	賛成多数と認め、本案件は許可妥当とします。なお、4条、5条の各議案については面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となります、諮問不要としてよろしいか。

全 員	「よろしい。」
会 長	それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。続きまして、議案第42号農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案の新規分について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	<p>農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画の決定について、今回新規の貸付について3件でております。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を充たすと考えます。</p> <p>1番大佐田治部、田1筆、期間4年5か月使用貸借、 2番大佐田治部、田1筆、期間4年5か月使用貸借、 3番大佐田治部、田4筆、期間4年5か月使用貸借、 同じ方が借り受けられるようになってます。新規については以上です。</p>
会 長	新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。7番後藤委員
後藤委員	推進7番後藤です。これは次期がずれて新規となっております。本当は再設定なのですが、1番と3番は、新見勝山線から●●●●に向かって行く道の入り口から線路を渡りすぐ右側に申請地があります。2番は、●●●●●●から線路を超えた向側、東側にあります。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第42号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、再設定について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	再設定が12件出ています。 4番馬塚、田4筆、期間3年使用貸借、 5番唐松、田3筆、期間3年使用貸借、

	<p>6番豊永宇山、田2筆、期間10年使用貸借、 7番大佐小阪部、田2筆、期間5年4か月使用貸借、 8番大佐小阪部、田2筆、期間5年4か月使用貸借、 9番哲多町蚊家、田2筆、期間5年使用貸借、 この6件については制度変更により新規とでておりますが再設定となります。</p> <p>10番大佐田治部、田1筆、期間4年4か月使用貸借、 11番大佐田治部、田1筆、期間4年4か月使用貸借、 12番神郷高瀬、田5筆、期間5年1か月使用貸借、 13番神郷釜村、田2筆、期間5年使用貸借、 14番神郷油野、田4筆、期間10年使用貸借、 15番哲多町蚊家、田5筆、期間3年使用貸借、 これらの6件が中間管理事業の再設定ででております。以上12件が再設定となっております。</p>
会長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。
地区委員	「ありません。」
会長	再設定について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第42号の再設定について賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	全員賛成と認め、再設定を決定といたします。続きまして、議案第43号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	それでは、現況証明に係る現況認定につきまして、今回1件申請がございました。現地確認を9月1日に行っております。 それでは1番でございます。場所は土橋、台帳地目は田2筆、畠1筆です。現況地目は原野と山林でございます。理由は、申請地は、申請人が会社経営をしているため耕作するのが難しく、平成14年頃より現況のとおりとなっている。というものでございます。以上です。

会　　長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。17番藤本委員。
藤本委員	17番藤本です。確認を9月12日に神山委員、藤川委員、妹尾推進委員、私の4名で行いました。場所は、県道長屋北房線を豊永方面にあがり土橋地区内●●●があります。そこから200m進んだ左手に空家がありその前に1筆あり原野です。その裏に1筆山林となっております。もう1筆●●●番は、●●●を下ると●●●があります。そこを草間方面に右折し●●●●●の前にあります。ここは沼地のような土地で田には復活できない状態で原野と判断しました。よろしくお願ひいたします。
会　　長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第43号について認定に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	全員賛成と認め、認定といたします。続きまして報告事項に入ります。災害時の応急措置・復旧に係る農地の形状・用途の変更について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	災害時の応急措置・復旧に係る農地の形状変更について、今回5件ございました。現地確認を9月1日に行っております。 1番から5番ですが、同様の土地で、同様の届出となっておりますので、合わせて説明させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
全　　員	「よろしい」
真治主任	今回の5件の届出ですが、令和7年3月に大佐ダム付近で発生した土砂崩れにより、県道大佐日野線が通行止めなったことに伴い、崩土箇所の復旧工事に係る一時的な土砂等仮置場として、届出が提出されております。地目は5筆とも田んぼで、変更期間は令和7年7月1日から令和8年10月31日です。以上です。
会　　長	この件について、関係地区委員より報告願います。10番宮本委員。

宮本委員	10番宮本です。9月10日に後藤推進委員、山田委員と現地確認しました。届出を提出せずに土砂を置いていたので、提出していただいたものです。よろしくお願ひいたします。
会長	続きまして、法務局照会について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	法務局照会につきまして、今回1件ございました。現地確認を8月22日に行っております。 それでは、1番ですが、場所は下熊谷、登記地目は畠1筆。現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている。というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。以上です。
会長	この件について、関係地区委員より報告をお願いします。2番赤井委員。
赤井委員	2番赤井です。現地確認を8月24日に、平委員、谷岡推進委員と3名でしております。場所は、●●●の対面の●●●集落があり縦貫道を潜り200m進み左側にあります。原野となっておりました。以上です。
会長	続きまして、農地転用期間変更届について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	農地転用期間変更届が1件でております。大佐布瀬地内、農地法第5条によるもので変更理由が木材搬出の為の作業道開設で岩盤が多く発生し、搬出作業が著しく遅れているため変更前令和7年8月31日までを令和8年3月31日までとでております。以上です。
会長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願ひします。13番山田委員。
山田委員	13番山田です。9月10日に現地確認しました。変更理由は記載のとおりです。
会長	続きまして、完了届について事務局の説明をお願いします。
小寺局長	完了届が3件でております。 1番哲西町上神代地内、農地法施行規則第29条、糸乾燥用倉庫、完了日令和元年9月30日。

	2番哲西町上神代地内、農地法第4条、育苗ハウス及び進入路、完了日令和2年4月4日。 3番哲多町成松地内、農地法第5条、土地造成、完了日令和7年8月3日ででています。以上です。
会長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願ひします。7番奥津委員。
奥津(忠)委員	7番奥津です。9月9日に確認しました。だいぶ前に完了していましたが、ようやく届出が提出されました。2番も同様です。
会長	3番について、15番安達委員。
安達委員	15番安達です。9月7日に確認しました。綺麗に完成しております。問題ないと思います。
会長	次に、転用後使用状況報告について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	転用後使用状況報告について、1件出ております。場所は上熊谷地内、農地法第5条、集積場で出ております。
会長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願ひします。
赤井委員	2番赤井です。確認日9月4日、平委員、谷岡推進委員と行いました。●●●●の山林作業が順調なために、上手く利用されており問題ないと思います。
会長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願ひします。
事務局	「ありません。」
会長	続きまして、その他ですが事務局からありますか。
小寺局長	この後、農政部会でご相談したいことがありますので終了後、この場所でお願いします。 農政部会ですが、会長が神山さん、代理が小川さん、委員が倉脇さん、西村さん、森さん、山田さん、安達さん、奥津賢司さんです。

福田主査	次回の総会についてご連絡いたします。10月16日木曜日、午前9時30分から南庁舎1階会議室1Cで開催します。
会長	他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。 ないようなので、神山代理、閉会の挨拶をお願いします。
神山代理	本日の総会を終了といたします。お疲れ様でした。（閉会挨拶）

(閉会時刻 午前 10 時 32 分)

令和7年9月30日作成

署名委員

議長

委員

委員